

五所川原市体育施設照明ＬＥＤ化業務公募型プロポーサル実施要領

1 趣旨

五所川原市体育施設照明ＬＥＤ化業務（以下「当該業務」という。）の内容並びに同業務に係る公募型プロポーサルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

2 業務の概要

（１）業務名

五所川原市体育施設照明ＬＥＤ化業務

（２）業務内容

五所川原市体育施設照明ＬＥＤ化業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）事業期間

契約締結の日から令和８年１２月７日（月）まで

（４）提案上限額

４６，９７０，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、後述する業務に係る事業費積算内訳（参考見積書）を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

3 参加資格要件

プロポーサルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（１）参加形態

本プロポーサルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本業務を行う能力を有する単体企業、グループ又は複数の企業の共同体（以下「グループ等」という。）とする。また、参加申請書類の受付後においては、原則として参加者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めた場合はこの限りでない。

（２）参加者の役割

①参加者は次の役割を全て担い、グループ等の場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

ア 統括役割：本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

イ 調査設計役割：現地調査・設計・計画に関する業務を担う。

ウ 機器調達役割：ＬＥＤ照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。

エ 施工管理役割：施工・施工管理に関する業務を担う。

②グループ等で応募する場合は、統括役割を担う代表企業を１者選定し、その代表企業が本市との連絡窓口、契約締結等を行い、事業の遂行の責を負うものとする。また、参加申請時に参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。なお、統括役割以外の各役割は、複数の企業での構成も可とする。

（３）参加資格

①地方自治法施行令第１６７条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

- ②参加申込書提出の提出期限から受託者確定の日までの期間、五所川原市から指名停止の措置を受けていないこと。
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- ④市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。施工管理役割にあたるものについては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による電気工事に係る許可を有し、施工に際して必要な法に規定する資格等を有する技術者を配置できること。
- ⑤国税、地方税（本店所在地の県税・市町村税）を滞納していないものであること。
- ⑥県内に本店又は支店、事業所を有すること。
- ⑦調査設計役割を担う者は、令和元年度以降で、国または地方公共団体が発注する公共施設の類似の調査業務の契約実績を有すること。
- ⑧統括役割を担う者は、令和元年度以降で、国または地方公共団体が発注する類似の業務の契約実績を有すること。なお、類似の業務とは、2 以上の施設を対象として、提案上限額の 90 %以上の契約金額の業務（リース方式を含む）を指す。
- ⑨次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

4 スケジュール

(1) 公募開始	令和 8 年 1 月 5 日（月）
(2) 参加申請受付期限	令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 5 時まで
(3) 質問受付期限	令和 8 年 1 月 16 日（金）午後 5 時まで
(4) 質問回答期限	令和 8 年 1 月 21 日（水）まで
(5) 参加資格審査結果通知	令和 8 年 1 月 29 日（木）
(6) 図面等の閲覧及び現地確認	令和 8 年 1 月 30 日（金） ～令和 8 年 2 月 9 日（月）まで
(7) 企画提案書提出期限	令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時まで
(8) プレゼンテーション	令和 8 年 2 月 18 日（水）
(9) 受託候補者の決定・公表・通知	令和 8 年 2 月 24 日（火）
(10) 受託候補者との議協	結果通知日～令和 8 年 3 月上旬（予定）

(1 1) 本契約締結

令和8年3月上旬～中旬

5 参加申請手続き

(1) 参加申請書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申請書及び資料（以下「参加申請書等」という。）を提出すること。なお、期限までに参加申請書等を提出しない者は、当該プロポーサルへの参加資格を失う。

(2) 提出書類

①参加申請書（様式第1号）

②グループ構成表兼委任状（様式第2号）

③会社概要（様式第3号）

※上記（3）参加資格の④を証明する証明書、技術者名簿等の写しを添付すること。

※上記の内容を含むパンフレット等による代用も可とする。

④調査業務契約実績（任意様式）

※上記（3）参加資格の⑦を証明する契約書・履行証明書等の写しを添付すること。

⑤業務実績（任意様式）

※上記（3）参加資格の⑧を証明する契約書・履行証明書等の写しを添付すること。

ア 提出期限 令和8年1月23日（金）午後5時必着

イ 提出先 下記15と同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

(3) 参加資格の確認等

上記3に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年1月29日（木）までに参加資格審査結果通知書を電子メールにより通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

6 図面等の閲覧及び現地確認

対象施設の図面（建築図、電気設備図等）及び現地確認は下記により実施する。閲覧及び現地確認を希望する場合は、「図面閲覧及び現地確認申請書（様式第4号）」により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年1月29日（木）から同年2月6日（金）正午まで

(2) 閲覧期間及び現地確認

令和8年1月30日（金）から同年2月9日（月）まで

※ただし、閲覧及び現地確認する日時は市と申請者が協議して決定する。

(3) 図面閲覧場所 五所川原市役所3階スポーツ振興課

(4) 提出先 下記15と同じ

(5) その他

- ・図面は閲覧に供する部屋から持ち出すことを禁じる。
- ・複写機の利用はできないため、記録の必要がある場合は、写真撮影することを認める。
- ・現地確認の際の写真撮影は必要最低限の範囲に留めること。
- ・LED化対象施設へ直接問い合わせをしないこと。

7 質問・応答

参加申請書・企画提案書及び仕様書について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

- (1) 質問書（様式第 5 号）
- (2) 提出期限 令和 8 年 1 月 1 6 日（金）午後 5 時まで
- (3) 提出先 下記 1 5 と同じ
- (4) 提出方法 質問書（様式第 号）に記入し、五所川原市教育委員会スポーツ振興課代表アドレス sports@city.goshogawara.lg.jp まで電子メールで提出すること。
- (5) 回答方法 回答日において質問者及び参加申請書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。

8 企画提案書の提出

参加希望者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書表紙（様式第 6 号）
 - イ 企画提案書別紙（任意様式）
 - ウ エネルギー削減比較表（様式第 7 号）
 - エ 事業費積算内訳（参考見積書）
 - オ 業務実績表（様式第 8 号）
- (2) 提出方法等
 - ア 提出期限 令和 8 年 2 月 1 3 日（金）午後 5 時まで
 - イ 提出先 下記 1 5 と同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。
 - エ 提出部数 原本 1 部 副本 6 部

(3) 企画提案書

企画提案書は、別紙「五所川原市体育施設照明 L E D 化業務仕様書」に基づく業務を実施するにあたり、審査基準やこれまでの実績等を踏まえ、具体的な実施手法や体制、提案内容を記載すること。企画は A 4 サイズとし、フォントは M S 明朝 11 ポイント、企画提案書表紙や目次を除き、両面 10 ページ以内とする。

なお、原本には、社名を記載し、副本には、社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しないこと。

(4) その他

- ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- イ 市は、プロポーサル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- ウ 参加申込書を提出後に、プロポーサルへの参加を取り下げの場合は、企画提案書等の提出に代わり、辞退届（様式第 9 号）を提出すること。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積額が提案上限額を超えている場合

10 審査方法及び評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、五所川原市体育施設照明LED化業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査（ヒアリング・プレゼンテーション審査）の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング・プレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という。）を次のとおり行う。なお、企画提案者が6者以上の場合、企画提案書の書類審査を事前に行い、審査委員会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

ア 実施方法

- ① 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。
- ② 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図表や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ③ ヒアリング等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。
- ④ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

イ 実施日時及び場所

上記5で示した、参加資格審査結果通知書により通知する。なお、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

(3) 審査項目及び評価基準

企画提案書及びヒアリング等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

ア 現場施工・実施体制

イ 業務実績

ウ 電力消費量削減効果

エ 提案価格

(4) 候補者の特定方法

審査委員会において、(3)の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査委員会の合議の上、候補者として特定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

なお、企画提案者の評価点の総点数が60点に満たなかった場合は、上位1者と協議の上、特定する。

11 審査結果の通知

- (1) 候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 候補者

イ 提案者全者の名称及び評価点

- ウ 候補者にあつては、今後の契約手続の旨
 - エ 候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面により市長に対し説明を求めることができる。

1 2 審査結果の公表

候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 候補者
- (2) 提案者全者の評価点（参加者名称は公表しない。）
- (3) 候補者の特定理由
- (4) 審査の経過

1 3 契約に関する基本事項

- (1) 企画提案書等に記載された事項は、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と受託候補者との協議により項目の追加、変更又は削除を行うことがある。
- (2) 本市と受託候補者は、提出された企画提案書等及び見積書の価格を基に、業務委託契約締結のための仕様確認等の協議を行った上で、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。見積書の金額は、原則として提案時の価格の範囲内とする。
なお、協議が整わない場合、又は契約締結時までに受託候補者が失格事項に該当した場合は、得点により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行う。
- (3) 現地調査の実施により、本市が提供する既存照明に係る情報と施設の現況が一致しないことが判明した場合は、本市と受託候補者との協議により仕様の変更を行うことがある。なお、仕様の変更にともない契約金額の変更を行う場合は、原則として本提案により示された単価を基準とすることとする。
- (4) 企画提案書等に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。
- (5) 契約方法は、随意契約とする。
- (6) 契約保証金として、契約金額の100分の5（10）以上の額を納付すること。ただし、五所川原市契約事務規則第33条第1項第1号、第3号、第4号のいずれかに該当する場合は、免除することができる。
- (7) 本業務は令和7年から令和8年までの債務負担行為に係る契約である。
- (8) 委託料は、業務の完了検査後、請求に基づいて支うものとする。

1 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加申請及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 提出された企画提案書等について、五所川原市情報公開条例（平成17年五所川原市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業

を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでる恐れがある情報については特定後の開示とする。

1.5 担当部署（提出・問合せ先）

〒037-8686

青森県五所川原市字布屋町41番地1

五所川原市教育委員会スポーツ振興課スポーツ振興係

電話：0173-35-2111（内線2931～2933）

電子メール：sports@city.goshogawara.lg.jp